

# 令和3年度東京支部の事業計画(案)について

1. 協会けんぽの事業計画の体系
2. 令和3年度 協会けんぽの事業計画概要(案)
3. 令和3年度 東京支部の事業計画(案)



# **1. 協会けんぽの事業計画の体系**

# 保険者機能強化アクションプラン（第5期）

## ■ 協会けんぽの3ヶ年の中期的な運営方針

3ヶ年の中期的な運営方針をもとに、単年度での事業計画を策定

## 事業計画（協会全体）

### ■ 単年度の事業計画

事業計画（協会全体）をベースに、支部ごとの事業計画を策定

### 事業計画（支部ごと）

#### ■ 単年度の事業計画

### 事業計画（支部ごと）

#### ■ 単年度の事業計画

### 事業計画（支部ごと）

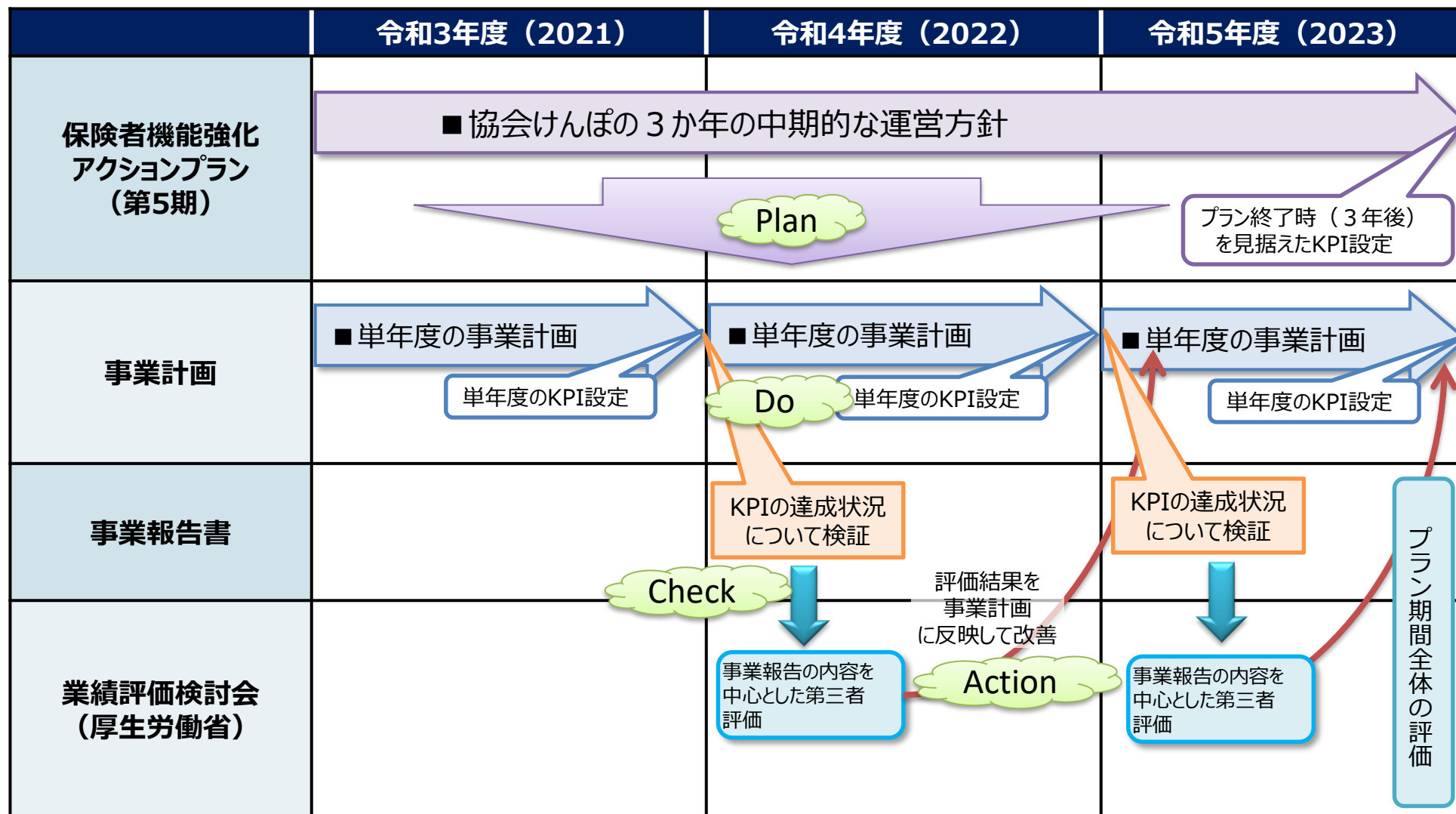
#### ■ 単年度の事業計画

本部

支部

# 協会けんぽの事業計画の体系②

- 保険者機能強化アクションプラン（第5期）にKPIを設定するとともに、各年度の事業計画において、単年度ごとのKPIを設定し、毎年度KPIの達成状況を踏まえた改善を行う。





## **2. 令和3年度 協会けんぽの事業計画概要 (案)**





# 令和3年度事業計画の概要（案）

## 令和3年度事業計画の位置づけ

- 令和3年度からスタートする保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、3年後に保険者機能強化アクションプラン（第5期）の目標を達成できるよう、今年度実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

### （1）基盤的保険者機能

#### 【主な重点施策】

##### ●健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点から健全な財政運営に努める
- ・ 協会決算や今後の見通しに関する情報発信
- ・ 各種審議会等の場における意見発信

##### ●現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進

- ・ 標準化した業務プロセスの徹底による業務の正確性と迅速性の向上
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整の確実な実施及び制度整備等に関する国への意見発信
- ・ 不正の疑われる申請の重点審査と積極的な立入検査の実施
- ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づく効果的な点検の推進

##### ●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進

- ・ 保険証未返納者への文書や電話催告等の強化
- ・ 債権の早期回収、保険者間調整及び法的手続きによる返納金債権の回収率の向上

##### ●業務改革の推進

- ・ 業務の標準化・効率化・簡素化の推進
- ・ 職員の意識改革と柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化による生産性の向上

## (2) 戦略的保険者機能

### 【主な重点施策】

#### ● 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用（実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等の選定など）した効果的・効率的な受診勧奨の実施
- ・ 地方自治体との連携（市との協定締結の推進等）によるがん検診との同時実施等の拡大
- ・ 事業者健診データの取得に係る新たな提供・運用スキームの構築に向けた国への働きかけの実施

#### ● 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・ 外部委託による健診当日の初回面談の更なる推進及び情報通信技術の活用
- ・ 特定保健指導のアウトカム指標の設定に着手
- ・ 身体活動・運動に関する指導マニュアル等の作成及び保健師の育成プログラムの策定に着手

#### ● 重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者に対する受診勧奨の確実な実施
- ・ 現役世代の重症化予防対策として、LDLコレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の検討

#### ● コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス及びコンテンツの観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図る
- ・ 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るための新たなポピュレーションアプローチの検討
- ・ メンタルヘルスの予防対策の充実の検討

#### ● ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ 支部ごとに重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明らかにし、優先順位を付けて取組を実施
- ・ 都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した効果的な取組の実施

## (2) 戦略的保険者機能

### 【主な重点施策】

- **地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信**
  - ・ 地域医療構想調整会議や医療審議会等におけるエビデンスに基づく効果的な意見発信
  - ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会等における医療保険制度の持続可能性の確保等に関する意見発信
- **外部有識者を活用した調査研究の実施**
  - ・ 医療保険制度の持続性の確保等につながる医療費適正化の施策等の検討のための調査研究の実施
- **インセンティブ制度の実施及び検証**
  - ・ 「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえた、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等の検討
- **広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進**
  - ・ 主に事業主をターゲットとした全支部共通のパンフレット等の作成
  - ・ youtube等の動画を活用した広報の実施

## (3) 組織・運営体制関係

### 【主な重点施策】

- **人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置**
  - ・ グループ長補佐のマネジメント能力の向上
  - ・ 標準人員に基づく適切な人員配置と次期システム構想等の実現による標準人員の見直しの検討
- **本部機能及び本部支部間の連携の強化**
  - ・ 戦略的保険者機能を更に強化するための本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討
- **内部統制の強化**
  - ・ 内部統制基本方針に基いた内部統制整備の着実な推進
- **中長期を見据えた次期システム構想の実現**
  - ・ 次期業務システム及び次期間接システムのサービスインに向けた適切な工程管理や各種作業等の確実な実施

### **3. 令和3年度 東京支部の事業計画(案)**

## 基本方針

- ◆ 加入者の健康度の向上、医療費の抑制・適正化に資する施策の実施
- ◆ 効率的かつ無駄のない価値あるサービスの提供
- ◆ 保険者機能発揮の基盤となる人材及び組織体制の強化

### 1. 基盤的保険者機能関係

- ① サービス水準の向上
- ② 最適な事務処理体制（山崩し方式）による生産性の向上
- ③ 限度額適用認定証の利用促進
- ④ 現金給付の適正化の推進
- ⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進
- ⑥ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化
- ⑦ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の適正化の推進
- ⑧ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進
- ⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底
- ⑩ オンライン資格確認の円滑な実施

### 2. 戦略的保険者機能関係

- ① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施
  - i) 加入者の属性に合わせた勧奨による特定健診・特定保健指導の受診率向上
  - ii) 未治療者に対する重症化予防対策の推進
  - iii) 健康企業宣言を柱としたコラボヘルスの推進
- ② 広報活動を通じた事業主及び加入者等の理解促進
- ③ ジェネリック医薬品の使用促進
- ④ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度にかかる意見発信
- ⑤ 関係団体との事業連携の推進

### 3. 組織・運営体制関係

- ① OJTを中心とした人材育成
- ② リスク管理
- ③ コンプライアンスの徹底
- ④ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

令和3年度 事業計画（東京支部）（案）

分野	令和3年度	【参考】令和2年度
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 加入者の健康度の向上、医療費の抑制・適正化に資する施策の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者の健康度向上のため、保健事業を推進・実施するとともに、事業主・加入者への働きかけ（予防・診断・治療・予後）を強化する。</li> <li>・医療費の抑制・適正化を図るため、医療提供体制の在り方に係る意見発信、ジェネリック医薬品の使用促進に資する施策などを実施するとともに、医療関係団体への働きかけを強化する。</li> </ul> </li> <li>◆ 効率的かつ無駄のない価値あるサービスの提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤的保険者機能を盤石なものとするため、業務の効率化を推進する。併せて、業務量、優先度に応じた柔軟な対応ができる業務処理体制を構築し、業務の生産性を向上させる。</li> </ul> </li> <li>◆ 保険者機能発揮の基盤となる人材及び組織体制の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成による組織基盤の底上げを行い、組織力の更なる強化を図る。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>I. 加入者の健康度の向上、医療費の抑制・適正化に資する施策の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者の健康度向上のため、保健事業を推進・実施するとともに、加入者・事業主への働きかけ（予防・診断・治療・予後）を強化する。</li> <li>・医療費の抑制・適正化を図るため、医療提供体制の在り方に係る意見発信、ジェネリック医薬品の使用促進に資する施策などを実施するとともに、医療関係団体への働きかけを強化する。</li> </ul> </li> <li>II. 効率的かつ無駄のない価値あるサービスの提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の審査・支払事務の効率化を推進する。併せて、業務量、優先度に応じた柔軟な対応ができる業務処理体制を構築し、業務の生産性を向上させる。</li> </ul> </li> <li>III. 保険者機能発揮の基盤となる組織体制の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成による組織基盤の底上げを行い、組織力の更なる強化を図る。</li> </ul> </li> </ul>
1. 基盤的保険者機能関係	<p>①サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</li> <li>・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から課題を見だし、迅速に対応する。</li> </ul> <p>■KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする。 【全支部一律】</p> <p>②現金給付等の申請に係る郵送化率を98.3%以上とする。【支部】</p>	<p>①サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> </ul> <p>■KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする。</p>

<p>②最適な事務処理体制（山崩し方式）による生産性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「業務マニュアル」や「手順書」に基づく統一的な事務処理を徹底し、業務プロセスの標準化・効率化・簡素化を推進する。</li> <li>・業務量の多寡や優先度に対応する柔軟な事務処理体制（いわゆる山崩し方式）を実践し、職員の多能化を図り、更なる生産性の向上を目指す。</li> </ul>	<p>②業務処理体制の「山崩し方式」に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解散健康保険組合等による業務量の増大を踏まえ、業務処理の更なる平準化・効率化、OJT・ジョブローテーションによる処理能力の向上に取り組み、まずはグループ内の「山崩し方式」処理体制を目指す。</li> </ul>
<p>③限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び区市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。</li> <li>・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。</li> </ul>	<p>※令和2年度は「1.⑧」に掲載</p>
<p>④現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正の疑いのある申請について重点的な審査を行う。また、不正が疑われる事案については、保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を実施する。</li> <li>・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。</li> </ul>	<p>③現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を実施する。また、本部が提供する不正の疑いのある支給済みデータを活用するなど、重点的な審査を行う。</li> <li>・傷病手当金と老齢退職年金・障害厚生年金・労災休業補償との併給調整について、併給調整にかかる事務処理の手順書に基づき確実に実施する。</li> </ul>
<p>⑤効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト内容点検効果向上にむけた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効果的な点検により、査定率向上に取り組む。具体的には、毎月のスケジュールで入院・高額レセプトの一斉点検期間を一定期間確保することによる高額査定確保と、自動点検システムを活用した点検・テンプレートの充実による点検範囲の拡大に努める。</li> </ul>	<p>④効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。具体的には、毎月のスケジュールに沿った計画的な点検と自動点検システムを有効に活用した点検を行うとともに、テンプレートの充実など、点検範囲の拡大に努める。</li> </ul>



<p>■KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。【全支部一律】</p> <p>②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。【全支部一律：新設】</p>	<p>■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。</p>
<p>⑥柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柔道整復療養費審査委員会で適正かつ効率的な審査を行う。</li> <li>・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。</li> <li>・加入者に対する文書照会などを通じて制度の仕組みについての広報を行い、柔道整復施術にかかる受診について、正しい知識を周知する。</li> <li>・多部位頻回や部位ころがしの施術が多くみられる施術者に対しては、柔道整復療養費審査委員会に設置されている面接確認委員会を活用して、施術の事実を確認する。</li> <li>・請求内容に不正または著しい不当の事実が認められる案件について、地方厚生局へ情報提供する。</li> </ul> <p>■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。【全支部一律】</p>	<p>⑤柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、必要に応じて施術者に照会する。</li> <li>・「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。</li> <li>・柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。</li> <li>・柔道整復審査委員会を活用して疑いのある施術者へ照会する。</li> <li>・柔道整復審査委員会に設置されている面接確認委員会を活用して、多部位頻回受診や部位ころがし等作為的な請求について適正化を推進する。</li> <li>・不正を強く疑われる案件を地方厚生局へ情報提供する。</li> </ul> <p>■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。</p>
<p>⑦あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受領委任制度導入に伴い義務化された、医師の文書による同意の確認を確実に実施する。</li> </ul>	<p>⑥あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</li> </ul>
<p>⑧返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p>	<p>⑦返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</li> <li>・ 返納金債権の発生状況や保険証の未返納者が多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証や回収不能届の添付の徹底を周知するとともに、保険証の適正使用にかかる加入者への啓蒙・啓発活動に取り組む。</li> <li>・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> </ul> <p>■KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。【全支部一律】</p> <p>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。【全支部一律】</p>	<p>証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部より提供される保険証未添付事業所データのうち、被保険者数が30名以上の事業所に対し、無資格受診に伴う返納金債権及び保険証回収のお願いを記載した通知文書を送付する。</li> <li>・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> </ul> <p>■KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする。</p> <p>②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。</p> <p>③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。</p>
<p>※令和3年度は「1.③」に掲載</p>	<p>⑧限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。</li> <li>・ 都内の医科の全医療機関に依頼のうえ、窓口申請書の配置し利用促進を図る。</li> </ul> <p>■KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする。</p>
<p>⑨被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。</li> <li>・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提</li> </ul>	<p>⑨被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送</li> </ul>

	<p>出事業所への勧奨を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> </ul> <p>■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする。【支部】</p>	<p>達の徹底を行う。</p> <p>■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率92.0%以上とする。</p>
	<p>⑩オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン資格確認の円滑な実施のため、システムの機能改善及び加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。</li> <li>また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。</li> </ul>	<p>⑩オンライン資格確認の利用率向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、定期的に利用状況を確認し、その利用率の向上を図る。</li> </ul> <p>■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50.0%以上とする。</p>
	<p>※令和3年度においては「2・戦略的保険者機能—②広報活動を通じた事業主及び加入者等の理解促進」に統合</p>	<p>⑪的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。</li> <li>具体的には、昨年度に引き続き、令和元年度決算及び事業報告並びに財政見通し等を記載した東京支部通信（仮称）を事業主及び地方自治体に発刊することにより、保険財政等に関する理解度の促進を図る</li> </ul>
2. 戦略的保険者機能関係	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上</p> <p>II 加入者の健康度を高めること</p> <p>III 医療費等の適正化</p>	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上</p> <p>II 加入者の健康度を高めること</p> <p>III 医療費等の適正化</p>
	<p>①第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化</li> </ul>	<p>①ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供</p>

	<p>予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部提供データを分析し、外部有識者の専門的見地からの意見・助言等を活用しながら、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。</li> </ul> <p>【上位目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以上の加入者について、性年齢層別の「心不全」（虚血性心疾患）/「脳卒中」（脳梗塞・脳出血・一過性脳虚血発作）/「腎不全」（腎症4期以降）の新規発症者の割合が事業開始時点（平成29年度期初）を下回ること。</li> </ul> <p>i) 加入者の属性に合わせた勧奨による特定健診・特定保健指導の受診率向上</p> <p>＜被保険者の健診受診率向上に向けた施策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所規模、新規加入、健康企業宣言事業所等対象者の属性に応じて外部委託等を活用し、効果的、効率的な受診勧奨を実施する。</li> </ul> <p>＜事業者健診データの取得率向上に向けた施策＞</p>	<p>（事業所単位での健康・医療データの提供）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所と東京支部が健康課題を共有・連携し、従業員の健康増進に繋がれることを目的に作成した可視化ツール「健康企業レポート」を従業員の健診受診者数が30名以上の事業所に提供する。</li> </ul> <p>②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</li> <li>・外部有識者の専門的見地からの意見・助言に基づき、6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、PDCAサイクルを回しながら適切に実施する。</li> </ul> <p>【上位目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以上の加入者について、性年齢層別の「心不全（虚血性心疾患）」「脳卒中（脳梗塞、脳出血、一過性脳虚血発作）」「腎不全（腎症4期以降）」の新規発症者の割合が事業開始時点を下回ること。</li> </ul> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の受診率向上に向け、外部委託等を活用し、事業所規模、新規加入既存加入等の対象者に合わせた効果的、効率的な受診勧奨を実施する。</li> <li>・事業者健診データの取得促進に向けて、協会管掌の健診を未受診の事業所に対し、事業所規模、業態別に効率的なデータ取得勧奨を实</li> </ul>
--	--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会管掌の健診を未受診の事業所に対し、事業所の規模、業態に応じた効率的なデータ取得勧奨を実施する。</li> </ul> <p>＜被扶養者の健診受診率向上に向けた施策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団健診の実施地域を拡大するとともに、実施済の地域についても実施結果を踏まえて会場の設置や回数調整等を行い需要に応じた適正化を図る。また、他県在住者に対するアプローチを推進する。</li> </ul> <p>➤ それぞれの事業実施に当たっては、広報物の訴求力を高め一層の効果が得られるように工夫する。</p> <p>【健診数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：2,142,220人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診 実施率 52.7%（実施見込者数：1,130,000人）</li> <li>・事業者健診データ 取得率 3.7%（取得見込者数：79,300人）</li> </ul> </li> <li>○ 被扶養者（実施対象者数：602,827人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査 実施率 25.0%（実施見込者数：151,000人）</li> </ul> </li> </ul> <p>■ KPI：①生活習慣病予防健診実施率を52.7%以上とする。【支部】  ②事業者健診データ取得率を3.7%以上とする。【支部】  ③被扶養者の特定健診実施率を25.0%以上とする。【支部】</p>	<p>施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者の受診率向上に向け、集団健診を拡大実施するとともに、他県在住者に対するアプローチを推進する。</li> <li>・それぞれの事業実施に当たっては、広報物の訴求力を高め一層の効果が得られるように工夫する。</li> </ul> <p>【健診数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：2,117,732人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診：受診率 49.0% （受診見込者数：1,037,689人）</li> <li>・事業者健診データ：取得率 3.6%（取得見込者数：76,238人）</li> </ul> </li> <li>○被扶養者（受診対象者数：499,635人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査：受診率 23.8%（受診見込者数：118,913人）</li> </ul> </li> </ul> <p>■KPI：①生活習慣病予防健診受診率を49.0%以上とする。  ②事業者健診データ取得率を3.6%以上とする。  ③被扶養者の特定健診受診率を23.8%以上とする。</p>
<p>＜被保険者の特定保健指導実施率向上に向けた施策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託を活用した事業所への電話勧奨を実施し、協会保健師等による実施者数の拡大を図る。</li> <li>・健診機関による健診受診当日の実施（一括・分割）の推進および進捗管理の徹底。</li> </ul>	<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>＜被保険者の特定保健指導実施率向上に向けた施策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託を活用した事業所への電話勧奨を実施し、協会保健師等による実施者の拡大を図る。</li> <li>・健診機関による健診受診当日の実施（一括・分割）の推進および進</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所経由での保健指導の実施について、過去ご協力の了承を得られなかった事業所に対して、保健指導の重要性を訴える等の再アプローチにより了承を得られるよう働きかけを行う。</li> <li>・健康企業宣言事業所を切り口とした勧奨により、効果的に保健指導の実施者数の拡大を図る。</li> </ul> <p>&lt;被扶養者の特定保健指導実施率向上に向けた施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用した特定保健指導を推進し、実施者数の拡大を図る。</li> </ul> <p>○ 被保険者（特定保健指導対象者数： 244,279人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導 実施率 19.6%（実施見込者数：47,903人）</li> </ul> <p>○ 被扶養者（特定保健指導対象者数： 12,986人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導 実施率 7.5%（実施見込者数： 978人）</li> </ul> <p>■ KPI：被保険者の特定保健指導の実施率を19.6%以上とする。【支部】 被扶養者の特定保健指導の実施率7.5%以上とする。【支部】</p>	<p>抄管理の徹底。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部専門機関を活用し、ICTの活用や実施方法の工夫を図り、実施者数の拡大を図る。</li> <li>・健診結果への案内冊子同封等により周知拡大を図り、実施率向上につなげる。</li> </ul> <p>&lt;被扶養者の特定保健指導実施率向上に向けた施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団健診の機会を活用した特定保健指導を推進し、実施者数の拡大を図る。</li> </ul> <p>【特定保健指導数値目標】</p> <p>○被保険者（特定保健指導対象者数：223,899人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導：実施率15.0%（実施見込者数：33,585人） （内訳）協会保健師実施分：2.7%（実施見込者数：6,100人） アウトソーシング分（健診機関）：4.5%（実施見込者数：10,000人） アウトソーシング分（初回からの委託）：7.8%（実施見込者数：17,485人）</li> </ul> <p>○被扶養者（特定保健指導対象者数：9,011人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導：実施率6.0%（実施見込者数：541人）</li> </ul> <p>■KPI：特定保健指導の実施率を14.6%以上とする。</p>
<p>ii) 未治療者に対する重症化予防対策の推進</p> <p>&lt;健診受診後の未治療者に対する受診勧奨&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知内容を変え、三次勧奨まで行うことで行動変容を促し確実な医療機関受診へ繋げる。</li> </ul> <p>&lt;CKD（慢性腎臓病）未治療者に対する受診勧奨&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知内容を工夫し対象者への訴求力を高めることで受診へ誘導す</li> </ul>	<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診受診後の未治療者に対する医療機関受診勧奨を実施する。</li> <li>・CKD（慢性腎臓病）未治療者に対する医療機関受診勧奨を実施する。</li> <li>・糖尿病性腎症重症化予防としてかかりつけ医と連携した保健指導を実施する。</li> </ul>

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診当日に健診機関からの勧奨実施について検討する。</li> </ul> <p>&lt;糖尿病性腎症に係る重症化予防事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重症化予防事業の参加者数を拡大するため、参加勧奨のタイミングや媒体等を工夫する。</li> </ul> <p>➤ 各事業において過去実施データの追跡により対象者の経年変化等の観察を行う</p> <p>■ KPI : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする。【支部】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去実施データの追跡による効果的な実施方法を検討する。</li> </ul> <p>【受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を実施した者の割合】</p> <p>12.9%以上</p> <p>【未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定者数】</p> <p>11,352 人</p> <p>■ KPI : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする。</p>
	<p>iii) 健康企業宣言を柱としたコラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の健康意識向上のため、広報および勧奨を実施し健康企業宣言事業所の拡大を図る。</li> <li>・ 事業所の健康づくりのフォローアップの施策として、健康づくりセミナーを開催する。</li> <li>・ 新たな事業所の健康づくりのフォローアップ施策として、健康優良企業の健康づくり取組事例集を作成する。</li> <li>・ 事業所の健康課題を見える化し、順位付けした「健康企業レポート」を作成、配布する。</li> <li>・ 自治体や各関連団体と連携をとり、協同での働きかけ等健康づくりの裾野拡大を推進する。</li> </ul> <p>■ KPI : 健康宣言事業所数を 1,400 事業所以上とする。【支部：新設】</p>	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所と東京支部とが協力・連携のもと、継続性のある健康づくりの啓発などフォローアップを行い、従業員の健康づくりの推進をしていく。</li> <li>・ 健康宣言事業所数および健康優良企業の事業所数(金・銀の認定)の拡大を図り、健康経営の更なる普及推進を図る。(令和2年度末までに宣言事業所数 1,200 件を目標とする。)</li> </ul> <p>&lt;健康経営推進に向けた施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康企業宣言事業所数の新規拡大および宣言事業所・認定事業所の個々の健康課題に応じたフォローアップを拡充していくことで、健康経営のさらなる普及・推進を図っていく。</li> <li>・ 事業所の健康課題を「健康企業レポート」を通して共有化を図り、連携を取りながらコラボヘルスを促進していく。</li> </ul>
	<p>② 広報活動を通じた事業主及び加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の保険財政について、事業主や加入者に理解いただくため、協会</li> </ul>	<p>③ 広報活動を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診の受診率向上に寄与するため、紙媒体のほかラジオや動画で引</li> </ul>

	<p>決算や事業取組に関する広報を実施（支部ツウシントーキョー等を発行）する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種の広報媒体を通じ、インセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう周知広報を行い、評価指標の現状と課題や協会の取組みについて、理解度の向上を図る。</li> <li>・「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」「④健康づくり」を主なテーマとして、広報誌「協会けんぽ times」を用いて時節柄に応じた広報を実施する。また支部ホームページや健康サポートサイト、メールマガジン等により、事業主及び加入者に対し幅広く情報を発信する。</li> <li>・加入者の健診受診率向上や健康づくりに寄与するため、紙媒体のほかラジオや動画を用いて、積極的に啓発を行う。</li> <li>・健康保険事業の推進及び広報のため、健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化する。また、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員のニーズを把握・分析し、実効性のある広報物発刊や研修会を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 34.5%以上とする。【支部】</p>	<p>き続き受診啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導のツールとして料理動画を制作し、ユーチューブ配信やホームページでの掲出を実施する。</li> <li>・東京支部をより身近に感じていただくため、昨年度に引き続き、平成 31 年度決算及び事業報告並びに令和元年度事業方針等を記載した東京支部通信（仮称）を事業主及び地方自治体に発刊する。</li> <li>・保険者協議会ホームページを介した情報発信を強化する等、広報ツール（情報発信力）の拡充を図る。</li> <li>・支部ホームページや健康サポートサイトの認知度を向上させるため、毎年全事業所へ発送する「健診受診の手引き」にホームページのご案内を掲載する等、事業部署と連携した取り組みを強化する。</li> <li>・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を実施する。また、定期的な情報提供について検討するとともに、健康保険委員委嘱拡大に向けた勧奨を実施する。</li> </ul> <p>■KPI：①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。 ②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 30.0%以上とする</p>
	<p>③ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ジェネリックカルテ」などを活用し、東京都内のジェネリック医薬品使用促進の阻害要因を明確にし、阻害要因の改善に資する効率・効果的な施策を検討・実施する。</li> <li>・東京支部加入者のレセプトデータをもとに「ジェネリック（後発）医薬品実績リスト」を作成し、保険薬局・保険医療機関がジェネリック</li> </ul>	<p>④ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ジェネリックカルテ」などを活用し、東京都内のジェネリック医薬品使用促進の阻害要因を明確にし、阻害要因の改善に資する効率・効果的な施策を検討・実施する。</li> <li>・患者側だけではなく、医療供給側への働き掛けを強化するため、保険薬局・医療機関に対し、「保険薬局・医療機関向け見える化ツール」</li> </ul>



	<p>医薬品を選定するうえでの参考となるよう、ホームページに掲載するなど情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療供給側への対応として、保険薬局・保険医療機関に対し、「薬局・医療機関向け見える化ツール」を活用した働きかけを行う。</li> <li>・ジオターゲティング広告やリスティング広告等の新たな広報手段を用いて、ジェネリック医薬品の使用率が低い地域や医療機関周辺に対して重点的な広告活動を行い、保険薬局・保険医療機関等の医療供給側と加入者双方にジェネリック医薬品のメリット等を周知し使用率向上を図る。</li> <li>・「All Tokyo」でのジェネリック医薬品使用促進の取り組みを推進していくため、「東京都保険者協議会」及び「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」などにおいて、関係機関等への働きかけ・意見発信を行う。</li> </ul> <p>■KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点 80.0%以上とする。【支部】 ※医科、DPC、歯科、調剤</p>	<p>を活用し働きかけを行う。また、東京都が実施する「後発医薬品に関する実態調査」から、ジェネリック医薬品使用促進の阻害要因を把握するとともに、今後の施策に反映させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京支部加入者のレセプトデータをもとに「ジェネリック（後発）医薬品実績リスト」を作成し、保険薬局・医療機関がジェネリック医薬品を選定するうえでの参考となるよう、ホームページに掲載するなど情報提供を行う。</li> <li>・医療供給側への効果的なアプローチ、関係機関も含めた「All Tokyo」でのジェネリック医薬品使用促進の取り組みを推進していくため、「保険者協議会」及び「後発医薬品安心使用促進協議会」などにおいて、関係機関等への働きかけ・意見発信を行う。</li> </ul> <p>■KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を 79.3%以上とする。</p>
	<p>※令和 3 年度においては「2. 戦略的保険者機能—②広報活動を通じた事業主及び加入者等の理解促進」に統合</p>	<p>⑤インセンティブ制度の周知・理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納入告知書や東京支部通信（仮称）等の広報媒体を通じ、令和元年度におけるインセンティブ評価指標の現状と課題やその課題を踏まえた協会の取組みを明確に情報発信し、同制度の理解を基盤とした加入者の参画を促進する。</li> </ul>
	<p>※令和 3 年度においては「3. 組織・運営体制関係—①OJTを中心とした人材育成」に統合</p>	<p>⑥パイロット事業の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部の課題を踏まえ、独自性を活かしたパイロット事業の提案をする。</li> </ul>
	<p>④地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度にかかる意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療構想調整会議等の場において、協会の医療データの分析結果や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなどエビデ</li> </ul>	<p>⑦地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 意見発信のための体制の確保</li> </ul>

	<p>ンスに基づく効果的な意見発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都保険者協議会等の場において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信を行う。</li> <li>・地域医療を守る観点から、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、事業主や加入者に対して効果的な働きかけを行う。</li> </ul> <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を全支部で実施する。【全支部一律】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じた医療提供体制等に係る意見発信を行うために必要な体制を確保するため、東京都等にリーダーシップ発揮を要請する。</li> </ul> <p>ii) 医療費データ等の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。</li> </ul> <p>iii) 外部への意見発信や情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。</li> <li>・他の被用者保険者として連携して、保険者協議会を通じた意見発信を強化する。</li> <li>・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の増加要因等について各種広報媒体を通じ、加入者や事業主へ情報提供を行う。</li> </ul> <p>■KPI:①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%以上とする。 ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。</p>
	<p>⑤関係団体との事業連携の推進【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京支部と健康づくり等の協定を締結している東京都や区市町村、医療・経済団体等について、現状を踏まえたうえで、事業内容を精査・構築し、より実効性のある事業を推進する。</li> </ul>	
<p>3. 組織運営体制関係</p>	<p>①OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京支部が目指す理想の職員像「保険と保健のプロフェッショナルたる職員」になるため、職場における人材育成（OJT）、集合研修・自己啓</li> </ul>	<p>①OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京支部が目指す理想の職員像「保険と保健のプロフェッショナルたる職員」になるため、業務の「山崩し方式」の習熟度向上を目指し、</li> </ul>

<p>発（OFF-JT）によって、自ら意識・行動を変え、役職ごとに必要とされる知識・スキル等の習得を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部の課題を踏まえた、職員からの業務改革・改善提案により、独自性を活かした「パイロット事業」等を提案する。</li> <li>・業務に関する幅広い知識を養い視野を広げるため、計画的なジョブローテーションを実施する。</li> </ul>	<p>健康企業レポートを活用した事業所訪問などの業務を通じた職場における人材育成（OJT）、集合研修・自己啓発（OFF-JT）によって、自ら意識・行動を変え、役職ごとに必要とされる知識・スキル等の習得を図っていく。</p>
<p>②リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害発生時や新型コロナウイルス感染症罹患時の対応など、各種リスクを想定した訓練や行動計画の策定等により、有事に対応できる体制を整備する。</li> <li>・個人情報保護・情報セキュリティ対策については、研修の実施や個人情報保護委員会の開催等により、職員のリスクに対する意識の醸成を図るとともに、支部のリスク管理体制を強化する。</li> </ul>	<p>※令和2年度は「3.④」に掲載</p>
<p>※令和3年度は「3.④」に掲載</p>	<p>②費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。公告期間や履行期間に十分な期間を設けることとし、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得して入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施する。</li> <li>・適正な履行期間が確保されるよう業者への発注時期や納期の設定に配慮し、また、見積書等の契約に関する書類を求める場合には余裕のある提出期限を設けるようにし、業者への負担を少なくすることで、調達コストの削減を図る。</li> </ul> <p>■KPI:①一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。</p> <p>②前年度において20%以下となった場合は前年度以下とする。</p>

	<p>③コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</li> <li>・職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、コンプライアンスにかかる、自己点検やアンケート等を実施する。</li> </ul>	<p>③コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</li> </ul>
	<p>④費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li> <li>・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。</li> <li>・少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札または見積競争公告（調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。【全支部一律】</p>	<p>※令和3年度は「3.②」に掲載</p>
<p>※令和3年度は「1.②」に掲載</p>		<p>④リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。</li> <li>・特に、情報セキュリティ対策については、支部職員の危機管理能力の向上のため本部より示されている教育実施計画に基づき研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。</li> </ul>

# 令和3年度 KPI設定項目一覧表

	事業計画	KPI設定項目	東京支部		(参考) 協会全体	
			令和3年度 KPI	令和元年度 未実績	令和3年度 KPI	令和元年度 未実績
1. 基盤的保険者機能関係	① サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況	100 %	99.46 %	100 %	99.92 %
		② 現金給付等の申請に係る郵送化率	98.3 %以上	95.2 %	95.0 %以上	91.1 %
	⑤ 効果的なレセプト点検	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上	未確定	0.331 %	未確定	0.362 %
		協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額について対前年度以上【新設】	未確定	—	未確定	—
	⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下	未確定	1.31 %	未確定	1.12 %
	⑧ 返納金発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上	未確定	89.87 %	未確定	93.04 %
		② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）回収率を対前年度以上	未確定	39.93 %	未確定	54.11 %
	⑨ 被扶養者資格再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	92.7 %以上	89.7 %	92.7 %以上	91.3 %

# 令和3年度 KPI設定項目一覧表

	事業計画	KPI設定項目	東京支部		(参考) 協会全体	
			令和3年度 KPI	令和元年度末実績	令和3年度 KPI	令和元年度末実績
2. 戦略的保険者機能関係	① I 特定健診実施率 事業者健診データ取得率の 向上 (対象年齢40歳~74歳)	①生活習慣病予防健診実施率	52.7 %以上	39.2 %	58.5 %以上	52.3 %
		②事業者健診データ取得率	3.7 %以上	2.8 %	8.5 %以上	7.6 %
		③被扶養者の特定健診実施率	25.0 %以上	24.9 %	31.3 %以上	25.5 %
	特定保健指導の実施率の向上	被保険者の特定保健指導の実施率	19.6 %以上	9.0 %	25.0 %以上	17.7 %
		被扶養者の特定保健指導の実施率	7.5 %以上		8.0 %以上	
① II 重症化予防の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	11.8 %以上	9.4 %	11.8 %以上	10.5 %	
① III コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数 <b>【新設】</b>	1,400 事業所以上	—	57,000 事業所以上	—	
② 加入者・事業主への広報	②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	34.5 %以上	25.2 %	46.0 %以上	42.26 %	
③ ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽ東京支部のジェネリック医薬品使用割合* *医科、DPC、歯科、調剤における使用割合。	80.0 %以上	77.6 %	80.0 %以上	78.7 %	
④ 医療データ分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信	実施	実施	全支部で実施	38 支部	

# 令和3年度 KPI設定項目一覧表

3. 組織体制関係	事業計画		KPI設定項目	東京支部		(参考) 協会全体	
				令和3年度 KPI	令和元年度 未実績	令和3年度 KPI	令和元年度 未実績
④	費用対効果を踏まえた コスト削減等		一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20.0 %以下	16.3 %	20.0 %以下	26.2 %